	並びに障害基礎年金	並びに障害基礎年金を除く。）又は平成二十四年一元化法改正前共済年金（退職共済年金及び遺族共済年金
	老齢厚生年金を除く。）又は同法	老齢厚生年金を除く。）、同法
	遺族基礎年金	遺族基礎年金を除く。）又は平成二十四年一元化法改正前共済年金（退職共済年金及び当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族共済年金
改正後厚生年金保険法第三十八条第二項ただし書	又は国民年金法	、国民年金法
	年金たる給付	年金たる給付又は平成二十四年一元化法改正前共済年金
改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項ただし書	又は国民年金法	、国民年金法
	障害基礎年金	障害基礎年金を除く。）又は平成二十四年一元化法改正前共済年金（退職を支給事由とするもの
改正後厚生年金保険法第五十六条第二号	年金たる給付	年金たる給付、共済組合が支給する年金たる給付又は平成二十四年一元化法改正前私学共済年金
改正後厚生年金保険法附則第十七条	）」と、	）」と、「及び遺族共済年金」とあるのは「及び遺族共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）」と、
	とする	と、「退職共済年金及び当該遺族厚生年金」とあるのは「退職共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）及び当該遺族厚生年金」とする
改正後国民年金法第二十条第一項	又は厚生年金保険法	、厚生年金保険法
	同じ。）	同じ。）又は平成二十四年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び第三十条の二第四項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下この条、第二十八条第一項、第三十条の二第四項及び附則第九条の二の三において同じ。）（当該年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。以下この条において同じ。）
	又は同法	、厚生年金保険法
	遺族厚生年金	遺族厚生年金を除く。）又は平成二十四年一元化法改正前共済年金（退職共済年金及び遺族共済年金

改正後国民年金法第二十条第二項ただし書	又は厚生年金保険法	、厚生年金保険法
	保険給付	保険給付又は平成二十四年一元化法改正前共済年金
改正後国民年金法第二十八条第一項ただし書	又は厚生年金保険法	、厚生年金保険法
	をいう	又は平成二十四年一元化法改正前共済年金（退職を支給事由とするものを除く。）をいう
改正後国民年金法第三十条の二第四項	又は第四十七条の二	若しくは第四十七条の二
	障害厚生年金	障害厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。以下この項及び附則第九条の二の三において同じ。）第八十一条第一項若しくは第三項（平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下この項及び附則第九条の二の三において同じ。）第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）をいう。以下この項及び附則第九条の二の三において同じ。）第八十四条若しくは第八十五条の規定による障害共済年金
	同法第五十二条	厚生年金保険法第五十二条又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十四条（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十四条の規定を適用する場合を含む。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十九条
	同項	第一項
改正後国民年金法附則第九条の二の三	又は厚生年金保険法	、厚生年金保険法
	老齢厚生年金	老齢厚生年金の受給権者又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の二の二第三項若しくは第十二条の六の二（平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第十八条の二第三項若しくは第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金